県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について

1 経緯

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)で定める健康有害物質の土壌の基準値及び測定方法は、条例施行規則(以下「規則」という。)別表第16で定められており、その内容は、環境基本法で定める土壌の汚染に係る環境基準に準じている。

令和2年4月2日に土壌の汚染に係る環境基準が改正され、令和3年4月1日 から施行されることから、それに合わせて規則を改正するもの。

2 改正内容

(1) **カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の変更** (規則 別表第16関係)

条例施行規則別表16で定める土壌溶出量の基準について、カドミウム及びその化合物に係る基準値を検液1リットルにつき0.01ミリグラムから0.003ミリグラムに、トリクロロエチレンに係る基準値を検液1リットルにつき0.03ミリグラムから0.01ミリグラムに引き上げるもの。

(2) カドミウム及びその化合物の測定方法の変更 (規則別表第16関係)

カドミウム及びその化合物に係る基準値見直しに伴い、見直し後の目標定量 下限値を満足することが困難なフレーム原子吸光法を測定方法から除外するも の。

(3) カドミウム及びその化合物の3倍値基準の変更(規則別表第16備考関係)

条例施行規則別表16備考2で定める3倍値基準**のカドミウム及びその化合物について、その条件となる地下水中の濃度を地下水1リットルにつき0.01ミリグラムから0.003ミリグラムに、条件を満たした場合の基準値を検液1リットルにつき0.03ミリグラムから0.009ミリグラムに引き上げるもの。

※3倍值基準

土壌中に元来存在する物質でもあり土壌に吸着されやすい重金属類(カドミウム、鉛、 六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素)について、汚染土壌が地下水面 から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれら物質の濃度が土壌環境基準の 値を超えてない場合は、通常の基準値の3倍値としているもの。

3 今後の予定

- (1) 環境審議会水質部会において条例規則改正案について諮問し、答申を受けた後、10月16日(金)の環境審議会に報告する。
- (2) 審議会終了後、改正の手続をして公布し、土壌汚染対策法の基準値改正と併せて周知した後、**令和3年4月1日から施行**する。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例等(抜粋)

県民の健康で快適な生活を確保するための環 境の保全に関する条例

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

第68条 健康有害物質取扱者は、規則で定めるところにより、当該取扱者が取り扱う健康有害物質による土壌(健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場の敷地内の土壌に限る。)又は地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第69条 略

(土壌又は地下水の汚染状態の届出)

第70条 第68条の規定により土壌又は地下水の汚染状態を測定した健康有害物質取扱者は、その測定の結果が規則で定める基準値を超えたときは、速やかにその汚染の状況を知事に届け出なければならない。

2 第8条第3項の規定は、前項の基準値の 設定並びにその変更及び廃止について準用す る。

県民の健康で快適な生活を確保するための環 境の保全に関する条例施行規則

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) 健康有害物質による土壌の汚染状態の測定は、<u>別表第16</u>の健康有害物質の種類の欄に掲げる健康有害物質ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(2)~ (5) 略

第34条 略

(土壌及び地下水に係る基準値)

第35条 条例第70条第1項の規則で定める 土壌の基準値は、<u>別表第16</u>の健康有害物質の 種類の欄に掲げる健康有害物質ごとに、同表 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する土壌の基準値は、<u>別表第</u> 16 の健康有害物質の種類の欄に掲げる健康有 害物質ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる 測定方法により測定した場合における測定値 によるものとする。

 $3 \sim 4$ 略